

大阪市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定通知書

			指定番号:		
フリガナ		生年 月 日	昭和・平成・令和		
①氏名 (申請者)			年 月 日生(歳)		
フリガナ		生年 月 日	平成・令和		
②子の氏名 (受講者が子の場合)			年 月 日生(歳)		
③住 所	(〒 —)				
④受講施設の名称					
⑤講座名称					
⑥受講科目	1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10
⑦受講予定期間	令和 年 月 日 (受講開始日) ~ 令和 年 月 日				
⑧所要費用 (予定)	入学料 円 受講料 円 合計額 円				

さきにあなたから提出のありました大阪市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定申請書に基づき審査した結果、上記のとおり指定することとしたので通知します。

様

令和 年 月 日

大 阪 市 長

(注意)

- 支給の対象となるのは、高卒認定試験合格を目座す講座の受講について支払う入学料及び受講料(希望により行われる講座や教材等に要する費用を除きます。以下、同じ。)です。
- 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の8割相当額(受講方法が通学制及び通学・通信併用制は40万円を限度。通信制の場合は20万円を限度)です。受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の9割相当額から受講開始時給付金を差し引いた額(受講方法が通学制及び通学・通信併用制は45万円を限度。通信制の場合は22万5千円を限度)です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の1割相当額(受講方法が通学制及び通学・通信併用制は受講開始時給付金・受講修了時給付金と併せて50万円を限度。通信制の場合は25万円を限度)です。
- 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 所要経費については、標準的な予定される金額であり、受講修了後に受講施設から証明された金額に基づき支給額を算定します。
- 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、又は受講の途中でやめた場合はその旨を報告してください。
- 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらためて「受講開始時給付金・受講修了時給付金・合格時給付金支給申請書」に添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。